(ｲ)　開札時に、平成31・32年度西日本高速道路株式会社工事一般競争（指名競争）参加資格のうち「舗装工事」の資格を有し（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、西日本高速道路株式会社が別に定める手続きに基づく工事一般競争(指名競争)参加資格の再認定を受けていること。)、かつ、当該資格の認定の際に算定された客観的事項に係る点数が1,150点以上である者（上記の再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、客観的事項に係る点数が1,150点以上であること。)。

⑶　平成17年度以降に元請として完成・引渡しが完了した次の同種工事の施工実績を全て有すること。ただし、施工実績は、西日本高速道路株式会社が発注し、完成・引渡しが完了した工事（旧日本道路公団が発注した工事を含む。)である場合にあっては、評定点合計が65点未満のもの並びに国、地方公共団体及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第２条第１項の政令で定める法人（以下､｢他の機関｣という。)が発注した工事である場合にあっては、工事成績評定が一定の点数未満であるために当該他の機関の競争入札において施工実績として認めていないものを除く。なお、同種工事Ａ―①、Ａ―②及びＡ―③の施工実績を同一工事において有する必要はない。(特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、均等割りの10分の６以上の場合のものに限る。)

１）単体で申請する場合　下記に掲げる同種工事Ａ―①、Ａ―②及びＡ―③の施工実績の全てを有すること。

２）特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合　代表者は、下記に掲げる同種工事Ａ―①、Ａ―②及びＡ―③の施工実績の全てを有すること。

　代表者以外の構成員は、下記に掲げる同種工事Ｂ―①又はＢ―②の施工実績を有すること。

３）特定建設工事共同企業体（乙型）を構成する場合　下記に掲げる同種工事Ａ―①、Ａ―②及びＡ―③の施工実績の全てを有すること。

　土木工事を担当する場合、下記に掲げる同種工事Ａ―①及びＡ―③の施工実績を有すること。舗装工事を担当する場合、下記に掲げる同種工事Ａ―②及びＡ―③の施工実績を有すること。

＜同種工事＞

Ａ―①　土工量（切土量又は盛土量の大きい方が）３万㎥以上ある道路土工工事

Ａ―②　２車線以上で設計舗装面積２万㎡以上ある国道又は自動車専用道路の新設アスファルト舗装工事

Ａ―③　自動車専用道路の交通規制（本線の車線減少）を実施した工事。ただし、片側交互通行・その他を除く。

Ｂ―①　土工量（切土量又は盛土量の大きい方が）１万㎥以上ある道路土工工事

Ｂ―②　２車線以上で設計舗装面積１万㎡以上ある国道又は自動車専用道路の新設アスファルト舗装工事

⑷　配置予定の技術者等　次に掲げる基準を満たす現場代理人、主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。

①　現場代理人は常駐で配置できること。主任技術者又は監理技術者は建設業法に基づく配置ができること。

②　主任技術者又は監理技術者が、入札説明書に示す資格を有する者であること。

③　現場代理人、主任技術者又は監理技術者が、平成17年度以降に元請として完成・引渡しが完了した下記の同種工事の経験を有する者であること。なお、同種工事の項に掲げる各工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。ただし、施工実績の取扱いは⑶に同じ。

同種工事（下記ａ）及びｂ）を必要とする。）

ａ）土工量（切土量又は盛土量の大きい方が）１万㎥以上ある道路土工工事

ｂ）２車線以上で設計舗装面積１万㎡以上ある国道又は自動車専用道路の新設アスファルト舗装工事

④　主任技術者又は監理技術者を配置する場合にあっては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

⑤　監理技術者にあっては、確認資料の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑸　競争参加資格確認申請書、確認資料及び競争参加者が共同企業体を構成する場合の共同企業体協定書案（以下「申請書等」という。）の提出期限の日から開札の日までの期間に、「西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領（平成17年要領第96号)」に基づき､「地域１」において、入札参加資格停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前途の期間において入札参加資格停止を受けていないこと。

⑹　施工計画が適切であること。

⑺　共同企業体を構成する場合においては、次に掲げる事項を満たしていること。

イ)各構成員が当該工事に対する建設業法(昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

ロ）各構成員が当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に建設業法に基づく配置ができること。

ハ）工事等競争参加資格登録要領別紙９－１または９－２に定める標準特定建設工事共同企業体協定書（甲）または（乙）による協定書（案）が提出されていること。

ニ）各構成員の出資比率が30％以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

⑻　上記１に示した工事に係る設計業務等の請負人又は当該請負人と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑼　警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑽　入札前価格見積方式に関する見積書が提出されていること。

⑾　競争に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

①　以下のいずれかの場合に該当する資本関係

Ⅰ）子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。以下同じ。)と親会社等（同条第４号の２に規定する親会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合。

Ⅱ）親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合。

②　以下のいずれかの場合に該当する人的関係

Ⅰ）一方の会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げるものをいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が会社更生法に基づく更生会社又は民事再生法に基づき再生手続きが存続中の会社等である場合を除く。

(ｲ)　株式会社の取締役。ただし、次に掲げるものを除く。

ａ）会社法第２条第11号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

ｂ）会社法第２条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

ｃ）会社法第２条第15号に規定する社外取締役

ｄ）会社法第348条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役